

第四十回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十九号

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 稻葉 修君 理事 林 博君

理事 牧野 寛察君 理事 坪野 米男君

理事 松井 誠君

井村 重雄君 池田 清志君

上村 千一郎君 唐澤 俊樹君

岸本 義廣君 小金 義昭君

阿部 五郎君 猪俣 浩三君

田中織之進君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 植木 庚子郎君

出席政府委員

検(訟務局長) 事 濱本 一夫君

委員外の出席者

専門員 小本 貞一君

四月四日

委員田中織之進君辞任につき、その補

補欠として帆足計君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員帆足計君辞任につき、その補欠

として田中織之進君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員鈴木義男君辞任につき、その補

欠として片山哲君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員田中織之進君辞任につき、その

補欠として東海林稔君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十三日

委員東海林稔君辞任につき、その補

欠として田中織之進君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十八日

委員池田清志君辞任につき、その補

欠として渡邊良夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員渡邊良夫君辞任につき、その補

欠として池田清志君が議長の指名で

委員に選任された。

四月二日

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法

律の制定に関する請願(田中龍夫君

紹介)(第三一八五号)

同外三十四件(小澤太郎君紹介)(第

三三三〇号)

同外二件(大村清一君紹介)(第三二

三一号)

同外一件(簡牛九夫君紹介)(第三二

三二二号)

同外九件(中村幸八君紹介)(第三二

三三三〇号)

同(八田貞義君紹介)(第三三三四号)

同(濱田正信君紹介)(第三三三五号)

同外三百七十五件(福田一君紹介)

(第三三三六号)

同(池田清志君紹介)(第三三〇〇号)

同外四件(白井莊一君紹介)(第三三

〇一号)

同外十件(賀屋興宣君紹介)(第三三

〇二号)

同外二十六件(小泉純也君紹介)(第

三三〇三号)

同外四件(内藤隆君紹介)(第三三〇

四号)

同外二十三件(羽田武嗣郎君紹介)

(第三三〇五号)

同外一件(濱田幸雄君紹介)(第三三

〇六号)

同(藤山愛一郎君紹介)(第三三〇七

号)

同(小川半次君紹介)(第三三三三三三

号)

同(津島文治君紹介)(第三三三四号)

同外一件(富田健治君紹介)(第三三

三五五号)

同(永山忠則君紹介)(第三三三三六号)

同外十二件(薩摩雄次君紹介)(第三

三八〇号)

同(千葉三郎君紹介)(第三三三八一

号)

同外百七十三件(野田卯一君紹介)

(第三三三八二号)

同(細田吉藏君紹介)(第三三三八三

号)

同外九十二件(池田清志君紹介)(第

三四〇五号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第三四〇六

号)

同外二件(田中榮一君紹介)(第三四

〇七号)

同(高田富興君紹介)(第三四〇八号)

同外四件(保科善四郎君紹介)(第三

四〇九号)

同外五件(牧野寛素君紹介)(第三四

一〇号)

同外十二件(池田清志君紹介)(第三

四六六号)

同外四件(花村四郎君紹介)(第三四

六七号)

同外十三件(富田健治君紹介)(第三

四八一七号)

同(永山忠則君紹介)(第三四八二二

号)

同(福田越夫君紹介)(第三四八三三

号)

同(八木徹雄君紹介)(第三四八四四

号)

同外四千八百九十件(松本俊一君紹

介)(第三四八五号)

同(荒松清十郎君紹介)(第三五一三

号)

同(愛知揆一君紹介)(第三五一四号)

同(池田清志君紹介)(第三五一五号)

同(小山長規君紹介)(第三五一六号)

同外四件(薩摩雄次君紹介)(第三五

一七号)

同外三十七件(坂田道太君紹介)(第

三五四二二二)

同(藏内修治君紹介)(第三五四三三

号)

同(志賀義雄君紹介)(第三一八七号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三一八八

号)

同(石田有全君紹介)(第三二八九九

号)

東京法務局足立出張所移転反対に關

する請願(林博君紹介)(第三三〇八

号)

鹿兒島刑務所務島農場の移管に關す

る請願(池田清志君紹介)(第三三三

二二二)

東京法務局江戸川出張所の移転拡張

に關する請願(天野公義君紹介)(第

三四〇四号)

同月九日

民主的秩序維持法案提出反対に關す

る請願外四件(稻村隆一君紹介)(第

三六六七号)

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法

律の制定に関する請願外九件(宮澤

胤勇君紹介)(第三六六八号)

同(正力松太郎君紹介)(第三七三七

号)

同(富田健治君紹介)(第三七三三八

号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第三七三九

号)

同(福田篤素君紹介)(第三七九三三

号)

同外四件(大村清一君紹介)(第三八

三七七号)

同(福家俊一君紹介)(第三八三八八

号)

同外九十八件(田中伊三次君紹介)

(第三八七六号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三九四五

号)

同外一件(小島徹三君紹介)(第三九

四六号)

同外二十九件(渡海元三郎君紹介)

(第三九四七号)

同(保利茂君紹介)(第四〇六二二)

政治的暴力行為防止法案反対等に關

する請願外十件(日野吉夫君紹介)

(第三六六九号)

同(山中日露史君紹介)(第三七九四

号)

青森地方法務局市野沢出張所存置に

關する請願(三浦一雄君紹介)(第三

八三九九号)

政治的暴力行為防止法案反対に關す

る請願(山崎始男君紹介)(第三九四

八号)

同月十八日
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律の制定に関する請願外一件（青木正君紹介）（第四〇九八号）
同外一件（筒牛九夫君紹介）（第四〇九九号）
同（富田健治君紹介）（第四一〇〇号）
同外五件（荒松清十郎君紹介）（第四一八二号）
同外三十二件（古川丈吉君紹介）（第四一八三号）
同外一件（米田吉盛君紹介）（第四一八四号）
同（瀬戸山三男君紹介）（第四二五一号）
同外四件（嶋田宗一君紹介）（第四二五二号）
同（竹下登君紹介）（第四二五三号）
同外八件（福田赴夫君紹介）（第四二五四号）
同外十三件（藤原節夫君紹介）（第四二五五号）
同外六十一件（牧野寛案君紹介）（第四三〇二号）
同外五件（松永東君紹介）（第四三七四号）
同外十六件（松山千恵子君紹介）（第四三七五号）
同外三十五件（伊藤五郎君紹介）（第四四一九号）
同（小川半次君紹介）（第四四五二号）
同（床次徳二君紹介）（第四四九一号）
裁判所の代行書記官等制度廃止に関する請願外九件（坪野米男君紹介）（第四一〇一号）
同外一件（山中日露史君紹介）（第四一〇二号）
同外五件（坪野米男君紹介）（第四一八五号）

同外一件（原彪君紹介）（第四一八六号）
同外二件（松井誠君紹介）（第四一八七号）
同外一件（森本靖君紹介）（第四一八八号）
同外一件（湯山勇君紹介）（第四一八九号）
同外二件（猪俣浩三君紹介）（第四三〇〇号）
同外五件（坪野米男君紹介）（第四三〇一号）
同外一件（山中吾郎君紹介）（第四三七六号）
同外七件（板川正吾君紹介）（第四三三五号）
同外二件（中村高一君紹介）（第四四五三三号）
同（畑和君紹介）（第四四五四号）
は本委員会に付託された。
四月六日
司法関係予算増額に関する陳情書（東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番地日本弁護士連合会長山崎佐（第六八三三号）
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
行政事件訴訟法案（内閣提出第四三三三号）
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一三五五号）

する法律案の両案を一括議題といたします。
質疑を継続いたします。坪野米男君。
○坪野委員 大臣が見えたら、大臣に少し基本的なことをお尋ねしたいと思っておりますが、局長がおいでですので、逐条的にいろいろ細部についてお尋ねをし、教えていただきたいと考えておられます。
行政事件訴訟法案の方は、基本的な問題点についての質問は大体出ているのでございますし、まだ若干細部について問題点の質問を私自身も持っておりますわけでございます。ただ整理法案が出て参りまして、これとの関連で、訴訟法案で問題になっておりました、たとえば訴訟前置主義の例外を認める、その例外規定が整理法案でいふんたぐさん出てくるのじゃないかということとは予想されておりましたが、整理法案の中で相当数の例外規定が出てきておるといふこと、また出訴期間が現行法よりも短縮されたという点についていろいろ問題があつたわけでありまして、この点についても、整理法案でその例外なり特例が若干出てきておるようでございます。それらの関連について、もう少し詳しくお尋ねしたいと思ふわけでございます。
最初にお尋ねしたいのは、訴訟前置主義の例外規定を整理法案の中で相当数規定されておるわけでございますが、これについて、整理法案の提案の逐条説明の中で、類別的には一応説明はなされておるようですが、個々の法律についての説明が必ずしも十分伺えないわけでありまして、そこで最初に、この訴訟前置主義をとる必要があ

るといふことで、今ここに整理法案の中でどれくらい出ておりますか、相当数あるわけでありませうけれども、この整理法案を立案されるに際して、政府部内での程度の、行政法規の中で訴訟前置主義の例外を設けてくれという要望があつて、そのうち、この整理法でこれだけにしほられたのであるかといふ、その立案の過程で各行政部局から出てきた意見と、それからここに現われた改正案との数的な比較を、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。
○濱本政府委員 立案過程において行政から要求があつた数、そのうち折衝の結果例外を認めるべきものとして整理法に盛り込まれた数、それらの数字的な関係は別に資料を残しておりますので、今ここで明らかにすることゝ次第でございます。
○坪野委員 大体のことでもけっこうですが、約何百とかあるいは何十という程度でもけっこうです。
○濱本政府委員 ただいま係の者に聞きましたところ、大体の記憶であります、行政庁から出てきた要求は二百ぐらい、それがこの整理法に残っておりましては五十数個になつたといふふうに記憶しておるようであります。
○坪野委員 二百数個の要求の中から五十数個にしほられた、こういうことでございますが、そのしほつた理論的な根拠はどういうことでございますか。
○濱本政府委員 その点につきまして、しほればこれまで御質疑に対して御答弁申し上げておりますように、あくまでも私どもの方では、法制審議会において論議となりまして、大体結論

として持つておりました、大層になされる処分、それから専門技術事項にわたる処分、それから裁決が第三者構成によつて行政庁から独立した形で裁決をされる処分、こういったものに厳重に該当するかどうかということ審査した上で、行政庁の要求を押えたものであります。
○坪野委員 そういたしますと、あくまでも本法の方の原則で並行主義をとらしむべきである、その例外として訴訟前置の建前をとらせる場合は、今言われた三つの観点から最小必要限度にしほらう、そういうお考えで整理をされた、このように伺つてよろしうございませうか。
○濱本政府委員 全くさうでありませう。
○坪野委員 そういう原則を伺つて、なるべく例外を必要最小限度にとどめる、そういう趣旨から整理法案が出された、このように承知をいたします。そこで、整理法の方の逐条説明では類別的になされておるわけですが、全部について今ここでお尋ねするわけにいきませんが、一、二例示的にも少し具体的にお尋ねしたいと思ふのであります。
恩給法の改正で訴訟前置の建前をとつておる規定がございますね。恩給法の一部改正、第一条として十五条ノ二を追加する。この恩給法の一部改正をして訴訟前置の建前をとつたという理由について、一つ御説明を願ひたいと思ひます。
○濱本政府委員 この恩給法の改正による訴訟前置を認めた理由は、三つの基準のうちの大層的になされる処分と

○坪野委員 その大量になされる処分という意味が、並行主義をとっては工合が悪いので、どうしても訴願前置をやらした方が行政運営上スムーズにいったいいのだから、その大量の処分がなされるという意味がちょっとよくわからぬのですが、その点も少し詳しく御説明願えませんか。

○濱本政府委員 私どもの、大量になされる処分を例外として訴願前置を認めるという考え方の基礎になります。それは、その他の二項と多少趣旨を異にしまして、大量になされるものであります。第一番の訴訟の数が非常に多くなる。また、そのために、むしろ訴願の審査によって争点が裁判所の審査に適するように、前置段階で整理された形で訴訟に持ち込まれるというところが、いろいろな意味で行政の経済にもなれば、また訴訟の経済にもなるという見地から、こういった基準が設けられたものと考えておるのであります。まさにこの恩給法における訴願などは、一応審査会の審査を経た方が、訴訟経済にもあるいは行政経済にも道するという考え方からこれを例外の一つと認めたいのであります。

○坪野委員 この恩給法十三条第一項に規定する処分の取り消しの訴えですね、これが大量になされると申しまして、こゝろ取り消しの訴えをする当事者になれば、個別的になされた行政処分ですね。個別的になされた行政処分について、自己に対する違法な行政処分の取り消しを求めるといふ点に限って、そういう観点から見れば、なるほど恩給法に関連した行政処分が大量の人たちに同種の処分がな

されるわけでありまして、その中から違法な処分として取り消しを求めるといふ意味では訴願なりが相当数出てくるという意味では大量でありまして、しかし処分を受けた個々の人たちに比べれば、やはり個別的な処分でありまして、大量の処分の場合には訴願を前置しなければならぬという合理的な根拠を発見するのにもちよつと苦しむのですが、私の言う大量の処分という理解の仕方はそれで正しいんではないか。たとえれば税法なんかと同じ考え方、これも課税処分というものが国民大衆に大量になされておつて、その課税処分に対する不服の訴えを訴願抜きでやらす場合には、乱訴の弊があるからという意味に理解してよろしいんではないか。その点も少し誤解があるといけませんから聞かしていただきたい。

○濱本政府委員 先ほど私が申し上げましたように、大量になされる処分を例外としたら、その根拠が、他の二つの基準とは多少性質を異にするのであります。もちろん大量になされる処分でありまして、処分を受けられる側からすれば、やはり個々の処分には違ひないのであります。だからその種の処分全体を客観的に見まして大量であるかどうか、並行主義によりまして訴訟がむやみやたらに多くなる、裁判所の負担も考えなければならぬ、あるいはまた裁判所の訴訟経済も考えなければならぬという考へ方でありまして、個々の処分を取り上げて考えますれば、今おっしゃったような議論もあると考へるのであります。大量になされる処分を例外として認めるという基準そのものが多少そういった性質のものなのであります。

して、処分を受ける人の個々の処分を見れば、その処分そのものが個性を持つたものに違ひないとは考へるのであります。私もさきほどに今の基準を考へておるのであります。

○坪野委員 なるほど、そういう意味では恩給法あるいは地方税法等で行政処分が大量になされるということでありまして、それが訴願前置主義の原則から並行主義の建前に本法が変つてきたという場合に、ただ大量になされる処分だから、これらの処分については例外的に訴願前置の建前にのつとらうというところは、私は、あまり論理的ではないのではないかと、もう少し訴願前置でなければ困るといふ合理的な理由がないと、それだけで例外規定を設けるというのはどうかと思ふのです。この大量の処分というものはそれだけの理由しかないわけですか。

○濱本政府委員 同じことを繰り返して御答弁申し上げるようでもことに恐縮でありますけれども、何分にもこの大量になされる処分と申しますのは、年々非常に大きな数に上りますので、これを直ちに訴訟に持ち込むことを認めるという考えは、おそろしくその負担にたえまぬまいし、また争点もいたすに多岐にわたるからいざありまして、一応訴願審査の段階でこれを整理した上で訴訟に乗せる方が、諸般の見地から合理的である、やはりそこに一種の合理性がある、私も考へておるのであります。また、法制審議会においてそういった基準を設けられたのも、やはりそういった見地からこれを例外の一つと考へられたものと私も考へておりますので、法制審議会における審議の結

果を尊重して、あるいはまた私も自身もそれに合理性があると認めてこれを基準として採用したのであります。

○坪野委員 私は、新法で並行主義がとられたからといって直ちに乱訴の弊が生ずる、訴訟がむやみやたらにふえるというようには考へられないと思ふのであります。現行の訴願制度の不備から、局長がよく言われる同じ穴のムジナである、同じ行政庁の訴願に付しても結局満足した結果が得られないというところが当初から見通されている場合には、そういった訴願を抜きにして訴訟したいという気持になるでありませんか。また一応訴願を経ても、もちろん不服でありますから訴訟に入るという事例がだんだんふえてきておるというところは、国民が権利意識に目ざめて行政訴訟がふえてきておるといふことが言えるのであります。また、社会関係の複雑化から訴訟事件がふえておることは考へられると思ふのであります。訴願前置の原則に縛られて、したい訴訟もできない。それがはずされて並行主義になったから訴訟がふえる、そういう性質のものではないと私は思ふのですが、その点どうでございますか、御意見を聞かせたいのであります。

○濱本政府委員 仮定論を申しましたが、実は無益かと思ふのであります。ともあれかりに並行主義をとるといふしました場合に考へなければならぬことは、それは全部訴訟になった場合をまず一応考へる、そして例外として、訴願前置を認めた場合にどうなるかということと比較しまして、そ

共的な損得、利害というものの間の調整の線をどのところに引くかという利害考への問題なのであります。私も、やはりかような場合には、全部が訴訟になるものという前提に立つてその調整の線を引かざるを得ないと思ふのであります。もちろん現行法におきましても訴願前置を認められておるのでありますから、これをはずした場合にどうなるであらうかというところは、要するに結局見込みの問題なのであります。私どもは、ここに立法いたしましたにあたりましては、そういった一応はすされた場合にどうなるかという見込みというよりも、まずそれがフルに利用されるかもしれない、その場合に起きるであらう混乱、訴訟不経済というものと、それからそれを一応制限することによって国民の受ける不利益、不自由というものの間の調整を不利益、不自由にするかという点から考へたのであります。これを全面的にはずしたらどうなるであらうかというところは、私どもも確たる見込みは立ち得ないのであります。

○坪野委員 もちろん、訴願前置の原則がはずされた場合に訴訟がふえるであらうかどうかという見通しを立てた上で、例外規定を設けるべきかどうかというのを考へるべきでありますけれども、その見通しですが、訴訟と訴願との二つの道が許されておる。しかも訴願の制度が、このたびは行政不服審査法案の成立によって整備されてくる。そういう形の中で訴訟を認めるか訴願を認めるかというのを任意選択をさせたといつても、訴訟するのには弁護士の費用その他費用がかかる、ひまがかかるといふ費用とひまを犠牲にして

第一類第三号 法務委員会議録第十九号 昭和三十三年四月十九日

三

でも最終的に裁判所の判断を求めたいという深刻な事件については、訴訟の道を選ぶべきでありましょう。けれども、今の恩給法の問題、あるいは税法の問題、あなたがたがおっしゃる大量の処分の中で、そういう本質的な問題でなしに、数量的な、税法でいえば課税の額を争うというような数量的な問題——一か八かと言いますか、一切が無かというような深刻な権利争いの場合であれば、訴訟にいく場合が多いと思えますが、そうでなしに、数量的な争いの場合には、訴訟の道があれば、費用もかからない、ひまも比較的にかからないということでも、訴訟を選ぶということもあり得るのではないかと。私は、国民大衆の立場からすれば、自由にしてやっても選ぶのではないかと思う。訴訟が許されたからといって、もう何もかも訴訟に持つていくということは、むしろ現実の裁判制度の現状からいって、そういうことはちょっと考えられないのではないかと思うのです。ですから私は、大量の処分について並行主義をとられておいても、そのために行政訴訟がふえて困る、裁判所の今の裁判官の能力で消化し切れないというように不安はいわれないのではないかと。現実に私たちがこの訴訟前置主義の原則を切り抜ける方法としては、訴訟をすると同時に、同日付で訴訟を出す、それは例外規定があつて許される。正当な理由があるのだという理由で訴訟を出しまして、三カ月間たてばもう三カ月以内に裁決がなされるという場合がほとんどないわけです。ある場合

もありませうけれども、少ないわけでありませう。三カ月たてば、もうその訴訟前置の原則に反するといふような手続上の瑕疵が治癒されまして、結局訴訟手続が進行する。三カ月待って訴訟を出すよりも、訴訟提起と同時に訴訟を出して、三カ月間、相手方に訴状が送達されて、訴訟の準備をさせ得るということでも、訴訟進行はかえってその方が早いわけでありまして、私たち専門家から見れば、訴訟前置主義の原則があつても、現行法のままでもそんなに大きな不自由を感じておられないわけですから、今からいろいろ規定を設けられても、今の行政不服審査法に基づく訴訟に対する審査に對して不信の念を持つ者は、直ちに訴訟に訴えてくるということはあり得るわけですね。しかし、通常税法とかいろいろ関係の争いは、直ちに訴訟に持ち込むというよりも、並行主義をとつておれば、むしろまさに今言いました並行的に出す場合もありませうし、順序として訴訟を先にやってみるということも私は多くあり得ると思つておりました。訴訟前置の原則をはずしたら全部訴訟になつてしまふという可能性——抽象的可能性は、それは仮定の問題としてはありませうけれども、現実的に裁判がひまがかかり、金がかかるといふこと、そして今の行政訴訟といつても、それほど回り道にもならないといふ場合に、訴訟を選ぶという可能性も私は十分考えられるので、この原則を設けなければ、大量の処分の行政処分については訴訟が多くなつて困るといふ可能性は、現実にはちよつと考えられないのではないかと。一つ御見解を聞かしていただきたい。

○濱本政府委員 おっしゃる通りに恩給法における給付に對する訴訟といふものを考えました場合に、訴訟前置をしたからどうなるか、あるいは訴訟前置をはずしたからどうなるか、ふたつを比べてみれば、現実的には大した変わりはないといふことも言えるかと思つてありますけれども、さうな場合にどちらに合理性があるかということも考へる場合には、やはり一応訴訟前置をはずせば、直ちに訴訟になるということ、それからいろいろ場合には訴訟前置を経て、むしろすべてを合理的に考へて、一応訴訟審査の段階で争点を整理された形になつた後に訴訟の提起を認めるということが合理的であるといふ、そういう比較考量において合理的な線を調整をはからなければならぬものと私も思つておりました。現実には、おっしゃる通りはずしてはさうななくともさう大した影響はないのではないかといふふうに私も考へてはおるのであります。しかしながら、やはり大量の処分については例外を認めるといふ法制審議会の結論は、さういつたすべし訴訟を許した場合と、それから前置した場合とを比較して、やはり合理的であるといふふうに考へられた結果、さういつた基準が設けられたものと思つて、また私もそれに合理性があると思つたのであります。現実には坪野委員のおっしゃるようには、はずしてはさうな影響も、さう大した影響はないのかも知れませんが、私どもはさうに考へておりました。

○坪野委員 ですから大量の処分といふ観点からの訴訟前置の原則を例外的に認めるというのには、私は必ずしも合理的根拠はないと思つておりました。むしろ学者などが言うように、さういつた大量の処分の行なわれる行政処分に関する行政訴訟は、もう一度行政庁に再考の機会を与えるというよりも、むしろこれは訴訟制度の原則的な考へ方ではないけれども、大量の処分の中には若干の処分の過誤があり得る。非常に大量的に処分をなされるから、その中には違法な処分も行過ぎの処分も相当あり得るだろう。それを同じ行政庁で再考の機会を与えてやれば救済される可能性もある。さういふ観点からむしろ訴訟前置を義務づけようということになれば、幾らか合理性があるのではないかと思つておりましたが、ただ乱訴の弊があるという形で説明をされると、これはむしろ行政庁が訴訟を好んでおらない。さうして現行法から一歩国民の権利救済の方向へ改正されようとする並行主義、これに對する抵抗としてなるべく訴訟前置をとらざるやうに考へる方、さういふ考へ方の弁護をするための理論づけといふようにしちよつと私は理解できないのですが、やはり私が今最初に言つたやうな、大量処分の中に若干の落ちこみは違法な処分もあり得るから、再考の余地を残しておいた方が訴訟経済の立場からいっても救済される場合が比較的多くあり得るといふことで、制度としてやはり訴訟前置がよからうといふことになつたといふように理解したらどうか。私は、原則一本でもいと思つておりましたが、例外を設けて絶対いけな思つても、大量の処分の行政訴訟に對しては、訴訟前置主義といふことの理論づけとしては、やはりさういふ訴訟制度に對する原則的な理由づけ

でいいのではないかと思つておりましたが、局長の御見解を聞かしていただきたい。

○濱本政府委員 私ども従来御質問に對してお答えしていることが、多少一方だけを強調したきらいがあつて、誤解を招いたきらいがあるかも知れませんが、おっしゃるやうな趣旨ももちろん私も考へておるのであります。ただ一般的に私個人の経験からいいますと、私も実は恩給審査会の委員をしておるのでありますが、一週に一回ぐらいいいこれは毎回会議をやることのできる関係にあるとみえまして、一週一回ぐらいいい持ち回りでやつていくのであります。一回に数百件の事件を持つてくるのであります。でありますから、これが直ちに並行主義で訴訟になつたらといふことをやはり私も考へざるを得ないやうな気がするのであります。もちろんおつしやるやうに、かような事件には、一応訴訟審査の段階で整理させたらよからうといふ気が持て現実にさういつた場合は起きておるのであります。一面的に強調し過ぎた関係で誤解を招いたかも知れませんが、おつしやるやうな趣旨ももちろん含んでおると私考へておりました。

○坪野委員 今の局長の御心配は杞憂だと思つておりました。税務署に行つてごらん下さい。もつと大量に異議の申し立て、審査請求がなされているわけですから、恩給の比じやありません。だからそれが全部行政訴訟になつておるのかといへば、行政訴訟になつておるのか、そのうちのほんの一部でありますから、私は並行主義がとられたからといって、金のかかる、手間のかかる訴訟をむやみやたらに、さういふ心配をするのは私は杞憂だと思つておりました。

ろん至上のものであつてしかるべきでありますけれども、それは絶無とは言えない。しかしながら、その場合、それが非常に行政上公共多数の福祉に係るといふ場合には、やはりこちらの見解を異にしている場合に、かりにその取り消しがいつまでも有効で裁判の結果を待たなければならぬということになると、行政処分をなくしてしまふおそれがあるというふうな場合も、これはあり得るのではないかと、いふふりに考えられますので、この最悪の場合を考へて、行政のでき得る限り緩和を期していききたい、こういうところにわれわれの考へておる主眼があるものであります。

○松井(誠)委員 私、裁判官は別に神様ではございませぬから、間違ふことがあり得るといふことを認めないわけではもちろんございませぬ。しかし、そうかといつて行政官が神様でない以上、行政官もやはり間違ふことがあり得るわけでありませぬ。従つて、今の説明では少しも説明になつていない。裁判官が間違ふ可能性があるから行政官がチェックするんだといふことになりませぬ、行政官は間違ふ可能性がないんだ、そういう前提でなければ意味をなさないと思ふ。しかし、現実にはやはり行政官も間違ふ可能性はあるわけです。従つて、間違ふ可能性のある者同士がこの制度を運用していくとすれば、やはりこういう行政官が百パーセント優位に立つという形ではなくて、相互にコントロールするという、そういう制度による以外にないのではないか。ところがこの制度は、御承知のように異議を申し立てさせれば、そうしてその異議の理由が何であらう

と、執行停止というものは効力を失つてしまふ。異議というものは、その異議が理由ありやなしやといふことを裁判官が判断する権限がない。そういう建前になつておるわけでありませぬ。そういう建前を合理的に説明するためには、やはり行政官はあやまちを犯さずといふ前提でもなければ説明ができないのではないかと、私には、裁判官が万能であるとは思いません。しかし、その万能でない裁判官をチェックする行政官も決して万能ではないわけではなからうか。万能であるかのようなこの制度を設けたのは一体なぜかといふことをお尋ねしているわけです。

○植木国務大臣 その点は、裁判官は万能でない、従つて行政官も万能ではないのではないかと、これは仰せの通りと私も考えます。従つて、この問題につきましても、異議を申し立てをしたからといつて、行政処分そのものが決定的にすつとそのまま生きていくのではなくして、訴訟そのものは御承知のようにもちろん進行するのであります。ただ裁判所側の行政処分取り消しによつて、行政上考へておる公共の福祉がある期間阻害される。その阻害されることによる混乱その他福祉の侵害されることを防いでいこう、ここにあり得るものであります。結局は裁判所がもちろん優位に立つて、そうして独自の判断で真相を明らかにして判決をするといふことになるのですから、仰せのように万能でない者同士の間に於ける相互の間のコントロールは、これによつて十分私では、こゝろ思ひます。

○松井(誠)委員 議論がこまかくなりましますから大臣にお尋ねするのは適當でないと思ひますけれども、今の場合、なほ執行停止という問題に限つての行政官の権限ではございませぬけれども、しかし、執行停止ができませんければ行政訴訟を起した意味がないといふ、そういう場合が往々にしてあるわけではなからうか。従つて、執行停止といふのは、そのものをチェックされれば行政訴訟そのものがほとんど実効を持たないといふ、そういう場合が相当あるわけではなからうか。従つて、執行停止といふのは、単に訴訟のうちの一部だけに行政官が関与するといふのではなく、やはり訴訟の全体にわたつて関与するといふことに結果的にはならざるを得ない、そういう場合が多いわけではなからうか。そういう意味でお尋ねをいたしたわけでありませぬけれども、これはまだあと局長その他にお尋ねをするといひましたし、もう一点だけ大臣にお尋ねをいたしておきたいと思ふのであります。

この法案は、御承知のように今の現行法と違つて訴訟前置といふものを必要としていない、これは私は、その限りでは確かに進歩だと思ふのです。そして今までの非常に不十分な訴訟にかつて、今行政不服審査法といふものが内閣委員会に出ている。しかし、その行政不服審査法にしても、行政事件の訴訟法にしても、ともかくすでにやつてしまつた行政処分についての事後救済であるわけではなからうか。その事後救済として行政上の救済をやる、あるいは司法上の救済をやるということが、今法案の直接の問題になつておるわけではなからうか、しかし、できるならば事前の措置、救済前の行政手続をもつと

慎重ならしめる措置、そういうものがあつて考へられるべき問題ではないので、一言お伺いをいたしたいのでありますけれども、たとえば訴訟前置の執行停止といふものが多過ぎるといふ、あるいは印象を受ける御答弁があつたわけではなからうか。むやみやたらに執行停止をやるから、従つてどうもこの制度がなければいけないのだ、異議権といふ制度がなければいけないのだといふように受け取れる御答弁があつたわけではなからうか。そのときに私は、しかし執行停止といふ裁判が多いのか、あるいはそのことをやる裁判官が悪いのか、あるいはそのことをやらざるを得ないやうな行政処分が多過ぎるということに原因があるのか、その原因をはつきりさせなければこの問題の解決にはならぬのではないかと、いふことを申し上げたわけではなからうか。そのときに考へておつたのは、そういう執行停止をしなくてもいいやうな行政処分といふものが、ちゃんと担保をされるやうな制度といふものができていないといふことに一つの問題があるのではないかと、つまり、行政処分をやるときに関係者の意見をよく聞いて行政処分をやる、そういうことが法律的にきちん担保をされてない。そこからくるやはり行政官の恣意といふものがどうしても行政処分の中に出てくる。従つて執行停止といふことが多くならざるを得ない。そういう原因があるとするれば、行政不服審査法といふものを訴訟法にかつて出しておるといふことは非常に進歩ではございませぬけれども、しかし、もう一つ事前のそういう措置といふものが必要ではないか。これはあるいは大臣は所管外にな

るかもしれませぬけれども、やはり行政事件訴訟法との関連なしとしませんので、一言お伺いをいたしたいのでありますけれども、たとえば訴訟前置の調査会でも、不服審査法と並んで、やはりそういう行政救済をする以前の行政手続法といふものが必要なんだといふことを調査会自体が認めておる。しかし、これは時間切れのためにそういうことができないのだといふことを言つておられますけれども、やはり、そういう司法救済といふものを誤りなくスムーズにやるためには、大前提として、そういう行政処分をする際の行政官を拘束する、行政処分が公正に行なわれるといふことを具体的に担保する、そういう制度といふものが必要だと思ひますけれども、その点の御意見を伺いたいと思ひます。

○植木国務大臣 仰せのやうな行政処分について、事前に委員会等の制度をこしらへて、そうしてそれが正確に適切に行なわれるやうな制度云々のお話でございませぬが、この点については、そういう制度も十分考へられる問題でありますけれども、まだわれわれ今日の段階においては、これを制度として取り上げるといふことはいかがなものかといふので、まだ議論が熟しておらないといふのが今の姿でございませぬ。

○松井(誠)委員 議が熟しておらないといふのは、そういうものを取り上げること自体についての議論が熟しておらないといふのか、あるいは結論を出すまでには至つていないといふのか、どつちですか。

○植木国務大臣 後者の方であります。

○松井(誠)委員 そうすると、そういう制度について検討はしておるけれど

ような行政処分はできない、そういうように解釈していいわけですね。

それから、たとえば行政庁が行政処分を取り消された場合に、同じ行政処分をもう一度やるということはできないだろうと思えますけれども、そのときか、この拘束力に基づくのか、あるいは既判力の効力として、この規定がなくてもそれは当然にそうなるものなのか、そういうことはどうなんですか。

○濱本政府委員 御設例の場合の関係は、やはり拘束力の結果起る関係であると考えるのであります。

○松井(誠)委員 第三十二条の第三者に対しても拘束力を有するという規定ですけれども、たとえば農地の買収処分なら買収処分が取り消された。従って、もうすでに売渡しが終わっているときには、その売渡しが終わっている効力もなくなるわけでしょうけれども、そのときすでに売渡しを受けておる人が売渡しを取り消される。また、その買収処分が無効だということでもとの所有者に返ったということも否認をして、すでに売渡しを受けた人が、その農地を引き渡せ、あるいはその所有権の確認を求める訴えを起すときは、第三十二条との関係はどういうことになるのですか。

○濱本政府委員 御設例の場合を三十二条との関係で御説明申し上げますれば、その場合、売渡しを受けた者は買収が無効であるという形成力、効力は受けるのでありますから、それをなおかつ売渡しにより自分に所有権があるという前提で旧所有者に引き渡しなりあるいは登記を求めるといふことはできないことになると考えるのであります。

○松井(誠)委員 いろいろわからないことがあるのでも具体的に御尋ねしたいのですが、これもやはり例としてあげられていた問題として、たとえば地方税なら地方税の課税についての条例が、憲法違反なら憲法違反で無効だという理由で具体的な課税処分が取り消されるという場合、ほかの同じ原因による課税処分については、形成的効力あるいは拘束力との関係でどういふ効力が出てくるわけでしょうか。

○濱本政府委員 御設例の場合で御説明申し上げますれば、その事件について第三者に効力が及ぶだけでありまして、同種の事件でありまして、ほかの事件については何ら関することがないのであります。

○松井(誠)委員 そうしますと、拘束力の問題として考えて、具体的なその課税処分を取り消さなければならぬというのの当然出てくる。ところが、その取り消しの理由として、その根拠になつておる条例なら条例がかりに憲法違反だという認定があるとする。そうしますと、課税処分一般を取り消すというのはこの拘束力の範囲ではないわけでありませんか。

○濱本政府委員 今の御設例の場合で申し上げますれば、他の課税処分についてはそういういった効力は持たぬわけでございます。

○松井(誠)委員 この三十二条には形成的な効力の問題を書いてあつて、既判力については全然触れてないわけですが、行政事件の判決の既判力はどのように考えられるべきものなんですか。

○濱本政府委員 それは第七条によりまして「民事訴訟の例による。」ことになると考えております。

○松井(誠)委員 効力の問題については一応の程度にいたしまして、もう一つ訴訟の類型の問題についてちょっとお尋ねをいたしたいと思つております。これ一番問題になりますのは、やはり無効確認訴訟の要件を非常に狭くしたということでありまして、提案理由の説明によりまして、今までの一般的に認められておつた無効確認訴訟というものは、理論的にもあるいは實際的にもその必要がないのだという御説明でありますけれども、理論的な問題は別といたしまして、実際的な必要があるかないかという問題になります。私は必ずしもそれは言えないのじゃないかという気がするわけなんです。よく問題になります例の農地の買収の問題にしても、そういう取消訴訟というものは取得期間の経過で済まないといふときに、無効確認というものが、たとえば所有権の確認といふような形でやればいんだといふことでございまして、今まではいよいよ無効確認訴訟ならば行政庁を相手にしてやるわけで、従つて農地の買収、売渡しを受けた人は、当該の訴訟については、参加することは別ですが、つまり県が一切裁判の費用も出して、やってくれ、と。ところが、今度はそういう司法上の所有権の確認といふような問題になつてきますと、普通の民事訴訟として当然被告の立場、あるいは原告の立場に立たなければならぬ。従つて、今までは官費

で裁判ができたものが、今度は自分自身が費用の点でも矢面に立たなければならぬ。そういう意味では、これは現在の法律関係に限るのだという立場から言へば、あるいはその通りかもしれませんが、今言つたように、今までは無効確認といふものを広く認めてくれたおかげで受けておつた人たちの恩恵が失われる、そういうことも御考慮に入れた上でのことかどうか、その点をお伺いしたい。

○濱本政府委員 私どもが無効確認訴訟と言いますものは、現行法のもとにおいて、一般の民事と異なつた形の無効確認訴訟といふものは認めらるべきものではないと実は考えておつたのであります。現在でも考えておるのでございまして、でありますから、それが無効であるという以上は、現在の法律関係としての訴訟で争つていくべきものであります。おつしやる通りむしろ現行法でそういうものが認められておつたのが、無効確認訴訟を非理論的に、理論を無視して乱用されておつたものであると私も考えるのであります。従つて、そういう場合に、その訴訟によつて利益を受ける者がみずから費用を負担するのは当然であるといふふうに考えておるのであります。

○松井(誠)委員 しかし、今言われた理論というものは、必ずしも唯一絶対の理論じゃなくて、やはり今まで認めておつた無効確認訴訟そのものを理論づけるという、そういう理論もあり得るわけですから、従つて、そういう現実の実際の影響というものを無視して、あなたの言われる理論といふこと

とで筋を通すことが必ずしもいいか悪いか、訴訟の制度というものは、立法の政策というものは、必ずしもそういう訴訟法学的なものにとつてやらなければならぬことは私はないと思つております。そういう意味で、非理論的であつたから当然なんだという御説明は、学校の教科書を書かれる場合なら別です。しかし訴訟制度をどうして作るかという点については、私は必ずしも当たつていないじやないかと思つております。

そこでこの無効確認訴訟の提案理由の中で、ちよつと私わからない点があるのですけれども、それは無効等の確認を請求する訴えが、ほかの訴訟では目的を達することができないような場合には、これを認めるのだということ、例として「買収計画の無効確認など一連の手續中の先行処分が無効確認の訴え」といふことを書いてあるわけですが、これはどういふ意味か。その前に、買収計画の無効確認の訴訟は、所有権の確認、そういう訴訟があるのだから、これは必要じやないのだ。しかし買収計画の無効確認といふのは、この法律によつてもやはり無効確認の訴訟としてやらなければならぬのだといふことを書いてありますが、この説明をもう少し詳しくしていただきたいと思つております。

○濱本政府委員 この買収計画の無効確認の訴訟について考えてみますと、この場合には、現在の法律関係に引き直した訴訟といふものが考えられなつきまして、やはり同じことが言えるのであります。さうな場合は行政処分そのものの無効確認を求める以

とで筋を通すことが必ずしもいいか悪いか、訴訟の制度というものは、立法の政策というものは、必ずしもそういう訴訟法学的なものにとつてやらなければならぬことは私はないと思つております。そういう意味で、非理論的であつたから当然なんだという御説明は、学校の教科書を書かれる場合なら別です。しかし訴訟制度をどうして作るかという点については、私は必ずしも当たつていないじやないかと思つております。

○松井(誠)委員 この買収計画の無効確認の訴訟について考えてみますと、この場合には、現在の法律関係に引き直した訴訟といふものが考えられなつきまして、やはり同じことが言えるのであります。さうな場合は行政処分そのものの無効確認を求める以

とで筋を通すことが必ずしもいいか悪いか、訴訟の制度というものは、立法の政策というものは、必ずしもそういう訴訟法学的なものにとつてやらなければならぬことは私はないと思つております。そういう意味で、非理論的であつたから当然なんだという御説明は、学校の教科書を書かれる場合なら別です。しかし訴訟制度をどうして作るかという点については、私は必ずしも当たつていないじやないかと思つております。

とで筋を通すことが必ずしもいいか悪いか、訴訟の制度というものは、立法の政策というものは、必ずしもそういう訴訟法学的なものにとつてやらなければならぬことは私はないと思つております。そういう意味で、非理論的であつたから当然なんだという御説明は、学校の教科書を書かれる場合なら別です。しかし訴訟制度をどうして作るかという点については、私は必ずしも当たつていないじやないかと思つております。

外にはないのでありまして、しかも訴えべき理由があると考えられる場合に当たるのであります。

○松井(誠)委員 単にその計画を立てたばかりでは権利関係の変動がないから買取処分無効等の場合とは違うのだ、こういうときに、買取計画を立てられてそれが無効だといふときに、その次に手続が進行をしていく、その進行を防ぐために、たとえば買取処分の差しとめ訴訟、そういうものは、無効確認の訴訟の問題とは別ですけれども、この法律ではどのように取り扱うつもりなんでしょうか。

○濱本政府委員 そういった訴訟が許されるか許されないかということは、実は本法にはうたっておられません。公権力の行使に関する不服の訴えとして、第三条にあげておられますもの以外に当たりますものが、本法には触れておりませんから、それが許されるかどうかというところは、将来の健全な判例の発展に待つというつもりでおるのであります。

○松井(誠)委員 そうしますと、そのようにこの法律に書いてないいろいろな訴訟、それは当然出てくると思えますけれども、そういうものが、この執行停止の規定の適用があるかないかというところは、やはりこの法律の規定そのものからは出てこないわけでありまして、しょうけれども、それはどのように解釈をすべきなんでしょうか。

○濱本政府委員 今の御設例の場合について申し上げます、買取計画の無効確認訴訟を起して、そうして執行停止を求めれば、当然買取計画の発展段階として買取処分が行なわれようとしております場合には、その買取処分を防ぎ得る効果は、執行停止の効果として出てくるわけでありまして、ただいまの説明、少し補充したいと思いますが、法文上の根拠をあげますれば、第三十八条の三項、無効確認訴訟に執行停止の規定が準用されておりまして、従いまして、買取計画の無効確認の訴訟を起して執行停止を求めて、執行停止があれば、これによって買取計画の発展段階として考えられる買取処分が停止されるという形になるわけでありまして。

○松井(誠)委員 私がお尋ねしたのは、ここに書いてある無効等確認の訴えならば準用の規定がありますけれども、たとえば差しとめ訴訟なら差しとめ訴訟を起さずともしそれがこの法律で許されることになりまして、その差しとめ訴訟そのものには、執行停止の規定が適用があるかないかというところは書いてない。従って、そのような点についてはどのように考えるべきものか、こういうことなんでしょうか。

○濱本政府委員 本法のとつておきます建前としましては、一応三条に例示しておりますような、一般的に現在の段階で考えられておる学説なり判例なりにおいて固まっております形の類型の抗告訴訟だけをあげておりますので、今おっしゃるような、本法が取り上げております類型以外の類型の訴訟については規定を欠いておるといふことになりまして。従って、将来の健全な判例の発展を待つと私が申し上げましたのは、さような場合には、おそれくは本法を健全に解釈して、相応の規定が準用になるという解釈によつて判例が作られるのじゃないかと思つておるわけではあります。

○松井(誠)委員 そうすると、繰り返しますけれども、いろいろな訴訟が出てくる。それがたまたまその本質において、抗告訴訟なりあるいは無効確認の訴訟なりに準すべき性格のものであるとすれば、執行停止の規定も準用されるべきものなんだ、こういうふうな一般論には考えてよろしいわけですね。

○濱本政府委員 全くその通りでございます。

○松井(誠)委員 このあと訴願前置に関連をする整理法の関係その他お尋ねしたいのですけれども、時間がおそろになりましたので、きょうはこれで終わりにしたいと思います。

○阿部委員 関連して、一言局長さんにお尋ねしますが、行政訴訟における執行停止の申請に対して停止決定があつた場合、今資料をいたしたのですが、この中で口頭弁論を開かずして停止した、こういう事例がどれくらいあるか、今おわかりだつたらお答え願いたい。

○濱本政府委員 私の知る限りにおきましては、執行停止事件そのものについて口頭弁論が開かれたという事例は、現在までおそれくなかつたのではないかと思つておる。みな書面手続で決定がされておる状態でありまして。

○阿部委員 それは正確でしょうか。

○濱本政府委員 全然ないというふうには御理解願つと、ちよつと誤解を生ずるかもしれないが、私がちよつと記憶がないくらい少ないようでありまして。

○阿部委員 私は、行政事件の執行停止は重大ですから、裁判所は大いなる方の主張を聞くために口頭弁論を開いていると思つておるのですが、その点一つお調べいただきたいと思つておる。

○濱本政府委員 私の今答弁しましたのは全くの記憶に基づいて申し上げておりますので、資料を求められますれば、できる限り資料は提供したいと思います。

○坪野委員 関連。その点局長、私もずいぶん行政事件をやつての自分の狭い経験だけですが、口頭弁論を開いてやつたかどうかの記憶は、ちよつと今急な話で、ないのですが、大体裁判所は、執行停止を出すべきかどうかというところについては、慎重に検討することとは事実です。また一方で口頭弁論を開いて今の行政訴訟をやつておる。そういう関係で答弁その他なにしていくのですが、大体その前に総理大臣の異議が出ておるのです。あるいはもう出ないという見込みがきまつた場合に、裁判所が開かずして決定した場合もありませんし、開いた場合、開いて異議が出て却下になつたか、私、ちよつと調べてみないとわからないのですが、今の阿部委員のお尋ねに対して、もう少しお調べいただきたいと思つておる。

○松井(誠)委員 今回の執行停止の資料のことなんでしょうけれども、これはいただきましたか、実は私の知りたいたいは、この前もお話したと思つておるけれども、行政協定、今地位協定と言いますが、それに基づく特別措置法関係のものも取り出したいただきたい。ここには工業所有権関係として、ほとんど一件か二件しかないので、特別措置法関係はその他といふことで一括されておるわけですね。しかし、異議を申し立てた事例としては特別措置法に基づくものが一番多いわけでありまして。

すから、特別措置法に基づくものの執行停止が一体幾らであつたかということ、やはり独立にこの表の中に表わすようにしていただきたいと思つておる。これは今すぐでなくともいいですが、できないことはないと思つておるけれども、どうでしょう。

○濱本政府委員 松井委員から前回御要求がありました後に、私どもでも限り努めたのでありますけれども、資料としてはこれしか今は出てこない、はたしておっしゃるようなものがあるかどうか、今まで私どもの探したところでは、ないのでございませぬ。

それから、今執行停止事件について弁論が開かれるのが多いという御印象のようでありまして、私は、それは本訴の方の弁論と混同しておられるのではないかと思つておる。執行停止事件そのものについては、口頭弁論を開くということ、は、あります。きわめてまれであると思つておる。

○河本委員 本会議散会後直ちに再開して質疑を続行することとし、これにて休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後三時二分開議

○河本委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○志賀(義)委員 行政事件訴訟法案の質問に入ります前に、一言法務大臣に伺いたいことがあります。

この法案は、だいぶ長いこと法制審議会にかけられておつたのであります

うしろにする、第二義的に考えるといふことではないことはもちろんなのであります。事務が行政に關する訴訟でありますから、訴訟とは言いましても、訴訟即個人の権利の伸張、擁護と申しまして、おのずから公共の福祉との間に調整をはからなければならぬのであります。そこで今志賀委員御指摘のような職權主義とか、あるいは公共の福祉を考へてのことがしばしば現われて参りますけれども、本法案におきましては、管轄を広げたり、あるいは訴訟前置という点を抑制してあります。あるいはまたもろもろの行政法規ではきわめて短い出訴期間にしてありますのを、本法では最小限度三ヶ月といふふうにしたしたり、諸般の点でその間の調整をはかつてあります。必ずしも私どもは、公共の福祉の名のもとに国民個人の権利を抑圧するといふつもりはないのであります。また、本法を正当に御解釈願いますならば、決してさような非難は受けることとはないと私どもは信じております。

○志賀(義)委員 では数字をあげましょう。現実日本ではどういふ状態か考えますと、第一審で年間わずか千件です。西ドイツでは一つけたが違つて、大量五万件になっております。年間数十万、三千万もあるという状況も外国の大きい国の例ではあります。しかし日本ではただ千件。そして新憲法ができてから今日まで二万件にすぎません。諸外国の進んだところに比べると、こゝろいふに行政事件訴訟に關する事件は非常に少ない。これは一体どうしてこんなに日本では少ないのか。管轄の規定、この変更も一つの技術的な改革にはなりませうけれども

も、それ以上に、行政行為に對する国民のかまへに問題があるのではないか。この一千件といふことが、他の数字と比較してその權利行使の状況がどうであるか。この行政事件訴訟法案を作られるにあつて、そういう点も十分配慮してやられたのか。あなたは、別に圧迫するようなことはないと言われておりますが、現実にはこゝろの状況がある以上——あとでまた聞きますが、こゝろいふ法案を新たに出すにあつて六月を三月月に縮めたといふでしょう。一体どこにどう持つていつていいかわからないでござりまする。やうな国民がまだ多いのですから、そつてくること、ますますこの一千件といふものは少なくなるやうなことになつてしまふ。これでは困る。そつていふ点の配慮はおありになるのか。国民の實情を組み入れ、一千件にすぎないといふやうな状態を組み入れてこの法案をお作りになつたかどうか、その点を伺いたい。

○濱本政府委員 現実の行政事件訴訟の数字的な統計、これはきわめて概数であります。今志賀委員のおっしゃられた通りであると私も承知いたしております。しかしながら、これが現行法なり、あるいはまた進んで今度の法案が法律になつた後における法律が悪から事件が少ないのだ、あるいは抑圧しているから事件が少ないのだといふふうには私も考へておりません。御承知のように、旧憲法の時分におきましては、行政事件訴訟と申しますのは、理論的にはいゝゆる訴訟じゃござりませぬので、行政機関である特殊な行政裁判所に、しかも出訴事項が限られたものだけしか訴えがでなかつた

のでありまして、現行憲法並びに現行行政事件訴訟特例法が施行になりました。徐々になつた結果、その数字になつたものと私も承知して居るのであります。今後この趨勢は、わが国の法律知識あるいは法律意識と言いますか、民衆と言いますかが高まれば、おおいとふえていくことは当然予想し得るところであらうと思つてあります。それでありまして、志賀委員は、まだそれじゃ足らぬとおっしゃるかも知れませんが、あるいは管轄の制限をゆるめたり、あるいは出訴については訴訟前置を多くのものについてはすしたりいたしまして、出訴しやすくせよといふのであります。決して本法がそれで抑圧する方向に向いていゝといふふうには私は考へておらぬのであります。もちろん本法案を作りますときにも、そつていふ考慮からござりまするから、できるだけ国民の權利の伸張と擁護をしやすくするやうにとつて心がまえは絶えず持つておつたつもりでござりまする。

○志賀(義)委員 心がまえでいけないうのが、法文の中に他の法律と関連して出てくるのです。それはほかでもありません。国税通則法に關連することです。この法案の条文についてそれを伺いますと、第八条、訴訟前置主義、これを原則として廃止することにいたしました。この原則は当然のことです。行政権行使は国民に影響をきわめて深くもたらすものでありますから、国民の權利救済については十分な配慮が必要である。この点、いやしくも国民の基本的な人権より国家行政行為が優位するやうな考へ方は厳に戒めなければなりません。現行憲法の趣旨もこれ

を明らかにしてあります。われわれは行政事件については二本立、並列的、競争的に救済しなければならぬと考へるのであります。つまり国家行政の都合を優先させるのではない。そこでこれを徹底させるためには、この第八条のただし書きがござりまするね、これを全部削除しなければ、この意味が完全に底抜けになる。これはもう十九世紀のフランスのときから、ただし書きで憲法に規定された人民の權利といふものが必ず否定されるというものは、一般的な結論として出ておるのであります。今回のこの法案についてもそれがはつきりと言へるのであります。なぜそつていふふうには申しますかといふのは、最近最もただし書きが典型的に出てきたのは国税通則法であります。国税通則法第八十六条、第八十七条、第八十八条は、この法案のただし書きを法案成立前に法文化してあります。つまり第八条のただし書きは「法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがなるときは、この限りでない。」といふことあります。このただし書きの、法律に云々とありますが、私は今例として国税通則法をあげましたが、そのほかにどういふ法律がござりまするか。これを一つおつちやつていただきたいと思ひます。

○濱本政府委員 行政事件訴訟の出訴に訴訟前置することを条件とするか、あるいは全然そつていふ制限をくずして並行主義と言ひますか、直ちに申訴し得るやうにした方がいいか、これは今のわが国の學者間においても、必ずしも定説を見ておらぬところであり

ます。なるほど、現行憲法では、行政事件訴訟をも普通司法裁判所に統一的に出訴し得るやうになつては居るのであります。けれども、やはりその憲法自身、司法裁判所が唯一の裁判所でないければならぬといふふうには規定されておらぬのであります。終審として、は裁判所なのでありますけれども、その前審においてはその他の裁判制度を決して禁止するものではないのであります。のみならず、行政事件訴訟について関連して申し上げますならば、訴訟前置といふことにも実は私も非常にいい点もあると考へておるのであります。もちろん全部が訴訟前置にするといふことは、それ自身はいいことではありませぬ。ただし、こゝろいふものが訴訟前置になるのか、あるいはどういふものは訴訟前置であつてはいけないかといふことがより分けられてしるべきであるといふ考へ方から、第八条にこゝろいふ今志賀委員のおしかりを受けるやうなただし書きをつけられたのであります。法制審議会の審議の段階におきまして、そのただし書きに収容すべきものはむみやたらであつてはいけないので、大よその標準を示すといふことで、しばしば私が御説明申し上げております。量的になされる処分である、あるいは専門技術事項にわたる行政処分である、あるいは訴訟の裁決が行政権から獨立した第三者構成の委員会によつてなされるやうな場合には、訴訟前置にしてよからうといふ結論でありまして、また、私どももそれは非常に合理的であると思ひましたので、ただし書きを存置し、かつまた今度御審議を願つております行政事件訴訟法の施行に伴

ておられます。なるほど、現行憲法では、行政事件訴訟をも普通司法裁判所に統一的に出訴し得るやうになつては居るのであります。けれども、やはりその憲法自身、司法裁判所が唯一の裁判所でないければならぬといふふうには規定されておらぬのであります。終審として、は裁判所なのでありますけれども、その前審においてはその他の裁判制度を決して禁止するものではないのであります。のみならず、行政事件訴訟について関連して申し上げますならば、訴訟前置といふことにも実は私も非常にいい点もあると考へておるのであります。もちろん全部が訴訟前置にするといふことは、それ自身はいいことではありませぬ。ただし、こゝろいふものが訴訟前置になるのか、あるいはどういふものは訴訟前置であつてはいけないかといふことがより分けられてしるべきであるといふ考へ方から、第八条にこゝろいふ今志賀委員のおしかりを受けるやうなただし書きをつけられたのであります。法制審議会の審議の段階におきまして、そのただし書きに収容すべきものはむみやたらであつてはいけないので、大よその標準を示すといふことで、しばしば私が御説明申し上げております。量的になされる処分である、あるいは専門技術事項にわたる行政処分である、あるいは訴訟の裁決が行政権から獨立した第三者構成の委員会によつてなされるやうな場合には、訴訟前置にしてよからうといふ結論でありまして、また、私どももそれは非常に合理的であると思ひましたので、ただし書きを存置し、かつまた今度御審議を願つております行政事件訴訟法の施行に伴

ら關係法律の整理等に關する法律案におきましても、この私が御説明申し上げました逐条説明の十一ページに掲げておるのでありますが、これを数えますと五十二カ条になるかと思つておりますが、そういう法律規定に基づく処分については、今言つた三つの基準に當たるものとしてこれを例外的に訴願前置を条件とすることにいたしましたのであります。一々条文をあげるとおっしゃいますれば、またあげますが、大体十一ページのところにあげてあるところで一応御承知を願えるのではないかと考えております。

○志賀(義)委員 今のあなたの御説明では、審議会でも云々と言われた。そういうことであるから、ここにお出しなさいと言つて下さい。審議会で言つたからと言つても、ここでその審議会の書類を出されなければ、われわれはわからないでしよう。さつそくあなたに、私がさつき請求したことがいかにならなければならないか、あなた自身が証明して下さい。結局、この第八條は、表面は民主的な原則をとつたように見えますけれども、この原則が法案成立以前にたな上げされてしまつて、ただし書きが原則になつてしまつた。これをどの程度守るつもりなのか。対象法律何%までを原則とするつもりなのか、これをどう保障するのか、そういう点をたいだいまの説明でも私どもはつきりしないのです。そういう点を法務大臣、所管の方としてどういうふうにお考えでございませうか。

てやる制度になつておりましたものうちで、相当数を今回は整理いたしました。そして訴願前置をどうしてもその性質上必要とする、ただいま政府委員の説明になりました三つばかりの分類による法律については、これはそのまま引き続いて前置主義を継続していかうという方針をとつておるわけでありませう。

○志賀(義)委員 どうもおつしやることだが、一向保障があるとはわれわれは考えられないのでございませう。

次に問題を進めますが、第二十七條の、問題の内閣総理大臣の異議の点です。これは先日多くの参考人からも非難を浴びておるのです。特に東京地方裁判所判事の白石健三氏は、法治国家、民主主義国家では考えられないことだと言つて非難しているのではありません。これは申すまでもなく憲法第八十一條、第七十六條第三項に対する挑戦ではなからうかと私もは考へるのであります。この法案が、行政事件の關係で、行政優位、国家行政権が独裁的にふるまわれるという本質がここに出ておるのであります。これが行政権対司法権という形を変えた型で現われておるのであります。私もは参考人の正当な意見陳述、こういふことも参考にして、政府は、この際誤つたこの規定を取り下げるべきだと思つておられます。どうでしょうか、裁判所の判事をやっている人たちからも強い批判が出ておるやうなものが、もう問題にならないと思つておられるか、その点を法務大臣にお願ひしたいのですが。

○植木国務大臣 二十七條の規定にありまする内閣総理大臣の異議の問題につきましても、もう再三お答え申し上げておられます通り、真にやむを得ない場合、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあり、どうしても行政官庁として所見を異にする場合があり得るのであります。こうした場合におきましては、きわめて限定された範囲において、しかも慎重に、理由の付記でありますとか、この点についてどういふよふな異議の申し立てをした場合には、次の常会において国会にこれを報告して、そして国会の審議に待つていふよふな方法を講じておられますので、この点については簡単に軽々しくこの条文の発動をすべきではないと考へておられますので、きわめてまれな事例に属するだらうと思つておられます。そのときの備えとしてやはりこうした条文があつて、それが現在の裁判所の執行停止といふものが行なわれませう場合、比較的簡単な手続で、言いかえれば疎明に基づいて決定するとか、あるいは口頭弁論を経ないで済むこともできるかといふよふな手続でできる執行停止については、それが公共の福祉に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われませう場合には、やはりこの二十七條のよふな備えが必要である。こう考へて提案をしておるよふな次第であります。

○志賀(義)委員 私がこの点を特に指摘しますのは、あなたのおつしやつたよふに、この前松井委員からも指摘がございまして、いろいろ御答弁もございませうが、現行特例法に内閣総理大臣の異議権があるのは、直接占領のときのGHQの圧力のもとに作られた条項であつて、この内閣総理大臣の異議権の発動は、すでに安保条約のもとでの行政協定について五件ほどあります。さらにこの法案の対象に、安保条約、行政協定、これに伴う関連法律に關係するものがあります。そこでこの内閣総理大臣の異議権が、行政をすべてに優越させるという点だけでなく、アメリカの日本に守るという結果になるからであります。たゞは砂川事件のときにも、御承知のよふに最高裁の判決は、安保条約は高度の政治問題で、裁判所の手には負えないものだ、こう言つて逃げておられます。従つてこの総理大臣の異議の発動は、今後の推移を見る場合、私もは、今軍縮の問題が次第に現実化しようとしておるとき、またそれに対する抵抗が強いときに、必ずこのことがまた大きな問題になつてきて、結局は異議の発動が司法権に圧力を加える、こういふことになる。ひいては憲法が破壊されるという結果になるのであります。現に政府は、最近重要問題については跳躍上告という手段さえ使つておるのであります。私は、今法務大臣の言われた点を見まして、特にこれを入れたことについて積極的な理由があるよふに言われませうけれども、現に砂川事件の判決にさへこういふことがあつた。これが今度異議権ということになると、今の日本の情勢は、これは植木法務大臣もよく御存じでしょう。南朝鮮の問題もある、南ベトナムの問題もある、それから台湾の問題もある。いろいろと東アジアに限つても多くの問題が起つておるのであります。そういう場合に、こういふ点でまた結局裁判所の手には負えないことがあ

るのだ、お前さんたち口をいれるな、こういふ結果になるといふことをおされるのであります。そういう意味で私は申したのであります。この点について植木法務大臣は、そういう心配はないと言われるのかどうか。この点を私は事実をもつて申し上げましたが、その点についてお答えを願ひたいと思つておるのです。

○植木国務大臣 この最悪の場合におきまして総理大臣が異議を申し立てた場合に、それを結果的に見ますと、仰せのよふに、行政権が裁判権に干渉する、それに優位を得るよふにあるのではないかと、それはその通りであります。従ひまして、そうしたことが好ましくないとはいふまでも然考へておるのであります。従つて、よつてもつてこの異議事項の発動につきましても、真にやむを得ない、公共の福祉に重大な影響を及ぼして、そのために行政秩序がめまやうになるよふな重大な心配がある、そういうよふな重大な問題のときにしか発動するつもりはないのであります。従つて、そうした場合においては、むしろ両者間のいよゆる調整をとる、行政権と司法権との間の調整がこの条文によつて行なわれる。一つの緩衝——緩衝という言葉はおかしいですが、両者間の調整的役割を果たす規定になる、かよりに考へるのでございませう。

○志賀(義)委員 次に、第三十一條のいよゆる事情判決の問題であります。が、われわれから見ると、これはまことに驚くべき条文で、つまり、処分なんか違法であるけれども、公の利益、公共の福祉のためには、それに関する請求を棄却するといふのですが、

これは法務大臣、こういふことになるので、悪いことだけれども、公共の福祉のために国民がまんしてくれ、がまんしようじやないか、たといそれが憲法違反であつても、公共の福祉のためにがまんをしてくれ、この三十一條の規定はこういふことになるのじやございせんか。私は、これでは民主国家、法治国家とは言えないし、口を開けば法の厳守を言う政府、特に法務省は、一体これをどう考えられてやられたのか。私は、これはどうしてもやめなければならぬ、削除しなければならぬのだと思ひます。悪いとは知つても、違法であつても、法律上間違つておつても、公の利益、公の福祉のためには、その請求を棄却するといふことになる、どうもこれは、今はやりの言葉じやありませんが、わかちやいのじやございせんか。しかもそれはやり歌でやるならともかく、政府がやるのですからね。悪いことはわかっているけれどもやめられない、法律違反はつきりしているけれどもやめられないといふこと、政府がそんなことをしちゃ困りますな。その点、法務大臣はどういふふうにお考えになるのでしょうか。

○植木国務大臣 法律違反でありますとか、あるいは憲法違反といふふうな、そうした間違ひを行政処分の上で起こした場合には、先ほど申し上げた総理大臣の異議申し立てをするというふうなことは、およそ私には考え得ないのでございませう。三十一條のこの問題につきましても、個人の権利に対して公共の福祉が優先するといふことは、これはやはり私は、原則論的には当然

考えらるべき問題であつて、こうしたことも必要な制度である、かように考へるのであります。

○志賀(義)委員 私の申すことは、法の解釈のやりとりじやなくて、実際にわれわれが活動する上に、法務省の公安調査庁なんかでも、破壊活動の対象団体だなどいって、いずれこのことについては近くお聞きしなければならぬことがまた起こつていゝので、植木法務大臣なんかは、中国の問題について非常に御理解がある方なんだが、あなたのところの公安調査庁がよくないことをやるんだ。そういうこともありますね。たとえば破防法、公安調査庁の行為なんかはやはり問題になつてくるのは、公の利益、公共の福祉といふためにやむを得ないといふことで、どういふことになるかといふと、破防法の第二条には、この法律の解釈といふのですが、破防法の適用は、「公共の安全の確保のために必要最小限度においてのみ適用すべきであつて」と、こうなつておられます。そうなりますと、この第三十一條で、破防法はこの行政事件訴訟から——国がたとへば共産党を弾圧したときに、こちらが行政事件訴訟でやるという場合に、破防法の適用は、今の第二条の規定と関連して、第三十一條との関係で、破防法といふものは、この行政事件訴訟から全く免れてしまふ。こういう結果になるのであります。その点はどうでしょうか。

○植木国務大臣 三十一條の場合には、この条文にも、御承知の通り、「裁判所は、請求を棄却することができるといふのであつて、その「棄却することができるといふことを判断

する場合に、「公共の福祉に適合しない」と認めるときは」と、こういふのでございませうから、その問題そのものが公共の福祉に適合しないといふときに、そういう判断に裁判所が達したときには、この請求を棄却することができるといふわけでありませうから、これはまた私の考え方のような、個人の権利に対して公共の福祉を当然優先させなければならぬといふ場合に適用になるものであつて、そうじやないかどうかがわからぬやうなあいまいなときが棄却することもないと思ひますし、あるいはまた、総理大臣の異議の問題にしましても、憲法上許されたる範圍内においての行動であります場合に、そう簡単に総理大臣の異議が申し立てられて、そうしてそれによつて処分を取り消しが行なわれるといふやうな事態は起こらない。起こらないやうな運用をするのが当然であり、起こらないのが筋である。かように私は考へるのであります。

○志賀(義)委員 あなたがさう言われても、この第三十一條をあなたが特に引用されないところが問題なんです。三十一條はどうなつておるかお申ししますと、「取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができるといふのであつて、その「棄却

ね。その点を今あなたはおつしやるのですが、そのあとがあります。「この場合には、当該判決の本文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならぬ」と、こうなつてゐる。いいですか、どういふことになりませうか。これは判事として、こんなばかげたことがあり得ないと思ひます。書かされる判事の身になつて、裁判所の身になつてごらんなき。明らかにこの処分または裁決は違法であつた、これを本文にまず書かなければならぬのですよ。書いておいて、しかし、法律には違法ではあるけれども、お前の違法という訴えは受け付けない、そういう請求は棄却するんだ。これで国民が承知しますか。あなたはさういふやうに不都合なことが起こらないやうにと言われませうけれども、私はこれであなたと一緒に学校を出て別れてから四十年の間、年がら年じゅうさういふ不都合があつてきてゐるのだ。われわれの経験からいって、こういふことが一たび規定されたら、これがもうあらゆる摩訶不思議な威力を発揮するといふことは、もう目に見えてゐるのですよ。これは確かに違法である、違法であるが、お前の違法であるといふ訴えは受け付けない。こんなことで法治国家と言ふことができませんか。これはこんなべらぼうな規定になつてゐるのです。それで何でもかんでもお前たちの言うこと——たとへば、法律によつてでなければ、判決によつてでなければ、人は監獄にぶち込むことはできないでしよう。人の自由を拘束することはできないでしよう。さあ、私たちが戦争の最中、釈放される

ものになつたらどうです、予防拘禁所というものを作つてぶち込んでしまつた。さういふことが現実にとつてゐるのですよ。あなたはさういふことあるけれども、お前の違法だからこれをやめてくれといふ請求は棄却することができるといふ、どういふことを法文に明記してしまふ、これが非常な毒害を及ぼすのだ。あなたが法務大臣のときに、こんなものをやうかかと思つた、なるのですよ。さういふ意味で、私はあなたに、これを取り除くやうに申し上げてゐるのですが、その点はいかがでしょうか。法文を見てごらんなき。今の「この場合には、以下、そんなことを書けと言われるのじや判事はつらいから、この間も参考人が来てみんな抵抗するのでよ。さうじやないですか、これは違法だが、違法だといふお前の訴えを棄却するなんて、そんな殺生なことを裁判官にさせるものじやないですか。

○植木国務大臣 その点はただいま志賀委員の御指摘になります通りであります。しかしながら、ここに書いてあります三十一條の趣旨といふものは、全く特別の事情による請求の場合でありまして、その特別の事情による請求の棄却と申しますのは、いわゆるこれを取り消すことによつて、公の利益に著しい障害を生ずる場合である。そしてその場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償または防止の程度、方法その他一切の事情を裁判官が十分考慮した上で、処分または裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときには、裁判所は請求

を棄却する。こういふのでありますから、やはり先ほど来私が申し上げますような意味の、いわゆる個人の権利に對して、どうしても公益を優先させなければならぬというような特別の事情がある場合にのみ、この条文によつて処理して参りたい、こういう提案の趣旨でございます。

○志賀(義)委員 これはもうよほどの場合であつて、特別の場合とおっしゃるのだけれども、私は、その特別の場合といふものはどういふものであるかを、今までずっと自分たちが身をもつて経験してきた者なんです。公共の福祉というものを掲げることによつて、以前ならば国体というよふなことでできまして、今は公共の福祉とか、同じよふな意味に使われるのであります。そういうことを私どもは實際自分の経験で痛切にわかっておりますから、あなたは、よほどこれは特別なことでなければやるのじやないのだとおっしゃつても、これが一たびいろいろな条件が重なり合つと、きわめて当然なこととして不当なことが行なわれるという結果になる。こんなものが通つたら、おそらく将来の史家は、この法律に對して国会はどうかという判断をしたのだらう、こう言うにきまつております。そのときになつて、戦争は負けたんだけだ、おれたちのやつたのは悪かつたんだけだと言つてみたところが、そこで与えた国民に對する重大な損害、権利の侵害といふものは、回復すべき道もないのであります。それでこの三十一條は、行政事件から事実上国民をシャットアウトするところまで立ち至る、こういふふうに私は申しておかなければなりません。

そこで法務大臣は、特別の場合といふことで、今のよふな状態でそんなばかなことが考えられるか、こういふふうにお考えでしようが、あなたが大蔵省におられたときに、日本はとんでもないところまで戦争でいつたでしよう。治安維持法といふものは、ごく一部の人間にしか適用されないものだ、こういふふうになつておつた。しかし、これが全國民を戦争にかり立てるための鉄のむちになつてしまつたのです。ですから特別の場合といふことも、この環境の中で、今の条件の中で考へられるよふなふうにはいかなない。特別にお考えになつたことも、こういふことが法文に明記されますと、それが自分で非常に重大な國民の権利を侵害する、こういう結果になるのであります。このことによつて私はきわめて危険であると申し上げる。これによつて法務大臣は、先ほどやめる意思はないのかといふことをお聞きいたしましたのに、明確なお答えがなかつたのであります。その点を伺わせていただきます。

○植木国務大臣 政府といたしましては、この三十一條の規定によつて、この軽々しい運営が裁判所當局によつてなされると思ひませぬし、また個人の利益に對して公益が優先し、公共の福祉が優先していくといふことの必要さをも十分に考へられますので、この点は原案を變更する意思はございません。○志賀(義)委員 次は第十四條の出訴期間のことでありまして、簡単に申しましよう。六月を三月にしてしまふといふことになつております。これは後に申しますが、今自民党から旧地主の補償を出しておられることと將來

非常に關係があるから、私どもは非常に心配しておりますが、農民が出訴しなければならぬよふな事態が出てくるときに、六月を三月にする、どうしたものだと思つておる間にその三月が済んでしまふといふので、これは不親切なことになる。ことに國家が相手なのでありますから、國民救済の道として、逆に一年くらいに延長するのがあたりまえなのに、これはさかさまであります。行政事件といふものは國民にとつては非常にやりにくいものです。そこで三月の間ごまかせればそれでオーケーといふよふなことになつて、しかもこれで行政権と安定させるのでいふよふなことになつては、言語道斷と申すはかたはないのであります。どうしてこれを三月にされたのか、また、私が申すよふな意味でこれを一年に延ばされるつもりはないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○濱本政府委員 期間だけから申しますれば、おっしゃる通り、三月が六月、六月が一年といふことがいいことは、きわめて抽象的には言えると思つておりますが、現実に今日まで起きております取消訴訟を見ましても、さよふな六月もしくは一年たたなければ訴訟が起きないといふよふな例は実はございません。また諸外國の立法例を見ましても、そんな長い出訴期間を認められた制度は、私どもの承知する限りではないのであります。もちろん、六月が相当か、三月が相当か、あるいはまた一か年が相当かといふことになりまして、水かけ論になつてしまふおそれがありますので、私も自信を持って言ひわけではないのであ

りますが、今までの現実の経験から言いますと、六月も必要でなかつたのが実情であつたよふに私も認識しておるのであります。また、これをあまりに長きに規定しておきますと、それぞれの行政法規でかえつて短い出訴期間を規定するよふな悪い傾向を助長するよふなことさえも考えられるのでございまして、やはりそこら辺のところを考へてみますと、三月がぐらゐで調整をいたしましたも、双方にさよふな弊害を及ぼすよふなおそれはないといふよふな考慮から、三月といふ期間を定めたのであります。もちろん、現在の新憲法のもとで行政事件訴訟特別法が施行になりました当初のころ、ことに農地訴訟に關しましては、きわめて言葉は悪いのであります。粗雑な行政処分が行なわれたたがら、あります。確かにその場合には、あるいは六月でも短かつたと思へられる節もないではございません。しかし今では、さういふ点は行政処分をする行政庁の側におきまして、あるいは行政処分を受ける國民の側におきましても、十分訓練を經ておりますし、今こ

ら辺で三月といふよふに切りましても、決してさよふな混乱なりあるいは國民の権利の伸張を抑制するよふな結果にならぬものと私どもは信じてこれを三月と統一したのであります。そのかわり整理法におきましては、きわめて短いものについては、これを三月に延ばしておきますので、こゝら辺で明確に三月といふことを國民に印象づけて、間違ひのないよふに期した方がむしろいいのではないかと私どもは考へたのであります。

○志賀(義)委員 先ほど、日本の件数が一千件、諸外國に比べて非常に少ない。これはなぜかといふことについて、今の出訴期間の問題ですね、これがやはり關係があるのではないか、私と考へるのです。なお、私がかよらに申し上げるのは、最後に申し上げる次の二つの点からであります。本法第三十六條の無効確認の訴えに關する規定であります。現行法のもとで、最高裁判所の決定は、行政処分の無効確認の訴えを提起することが許されておるし、処分行政庁を被告として提起することができ、こういふふうになつております。ところが本案によりまして、行政庁に對する無効確認の訴えを事実上制限することになるのではないかと、私はさよふに考へるのであります。というのは、第三十六條に「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律關係に關する訴えによつて目的を達することができないものに限り」と、こうなつておる。これを「提起することができ」といふよふになつておる。この制限について、参考人の猪俣幸一判事はきわめてはつきりとして、かつ正しく指摘しておられます。なお白石判事も、これは旧憲法的な考へであるといふのであります。この参考人の二人の判事、猪俣判事と白石判事がそれほどまでに極言していることについて、言葉をきわめてその不当を指摘していることについて、政府は變更される意思はないのでしようか。その点、どうして参考人の意見を聞いても變更しなかつていとお考えになるのか。その点をまず伺つて最後の質問に移りたいと思ひます。

○植木国務大臣 この問題につきまは、なるほど仰せになりましたよな御意見の方も承知いたしておられますが、この条文全体にわたってはもちろんのこと、この問題につきましても法制審議会の議を十分経て、多数の皆様の御賛成も得ることができ、また政府といたしまして、こうした場合やはり必要である、こうした制度を存しておくことが必要であるという建前で採用していただくのでございすから、この点、志賀委員には御意見を異にせられるかもしれませんが、このままぜひ成立させていたいただきたい、こう考えておられます。

○志賀(義)委員 私だけがこれについて不満なのではないのです。現職の判事がこれほど痛切に言っているということもあわせて考えなければならぬ。かように申すのでありますが、私が言いたいことは、猪俣判事も言っているように、現に農地改革に関係して問題が起こっており、これから広く起ころうとしていることに関連するからであります。最近の新聞にも出ております通り、自民党と政府によって二十億円の金が旧地主に贈られる。そうして、自民党の中には、これでは足りないというので、総額二千八百億円の交付金を出そう、こういふふうになっております。私が綱島君に聞いたときには、これよりもさらに大きい金額でありましたが、最近の新聞によりますと、総額二千八百億円の交付金というのであります。こういふことが問題になって、しかも自民党の中でも二百名以上の賛成署名者があるとき、この行政事件訴訟法案が法律として成立し

ますと、どういふことになるか。農地の現所有者に対して所有権不存を確定の訴え、あるいは旧地主の所有権確認の訴え、つまり、旧小作人を相手に旧地主が訴訟を提起することができ、道を開くことになるのではないかと。こういふ場合に、今までは、その不当について政府に対して現在の農地所有者、農家がやることができず、この法律ができませんと、この条文によりますと、それがだめになってしまふのではなからぬか。私のおそれるのは、必ず全国的に小作人相手の旧地主の訴訟が続出するであらうということ。それがいやなら二千八百億円出せ、あるいはもっと出せ、こういふことになるのは、私も、もう火を見るよりも明らかだと思っておりますが、そういう点の御心配は法務大臣はないとおっしゃるのでしようか、どうでしょう。

○植木国務大臣 ただいまの御質問の点については、考えてみたことがございせん。従って今直ちに——一応仮定の御議論でもありますし、ただいまお答えすることは差し控えます。

○志賀(義)委員 もうこういふことは、淡路島その他には起こっているのですよ、地域的に。そして、これがさらに農業基本法で農家の六割を農業から離れさせる、こういふこともからみ合せて、大臣は仮定のことと言われますけれども、仮定のことと言われますけれども、仮定のことと言われます。これは、どういふことをほめておくと、これはとんでもないことになりますよ。必ずその通りになっておられます。決してこれは仮定のことではなく、現に今までも起こっておりますが、こ

の法案がもしも成立したならばとんでもないことになる。そのことについて私は申し上げているのでありますが、法務大臣の方としては、そういう点は仮定のこと、別にそんなことが起こるとも思わないというものが、大体きょうの御答弁の基調になっていると思っております。私どもは、きょうはごく大づかみのところについての質問にとどめたのでありますが、この法案は、池田内閣の全施策、特に刑法改正、機密保護法制定、さらに憲法改正に向かう道、こういふもの、さらに臨時行政調査会等々を考へあわせます、どうも行政権の不当な優位というもので憲法の原則を破壊するということになる。私どもは、こういふことになるといにはどうしても賛成することができないのであります。

なお、ちよつと一言、これに関連して伺いたいことがあるのであります。が、刑法改正草案、これは法務省としては支持なさってお進めになるのでしょうか。というの、機密保護法あるいは保護規程を作ろうとしているということをおわれは聞いていますのであります。また、そういうことはありましようか。また、それはそのままいわれるのか、その点についてちよつと伺いたいのですが、どうでしょう。

○植木国務大臣 昨年末に発表いたしました準備草案を土台といたしまして、これより法務省当局において法務省としての原案を作成する段階に入つたわけでございます。従って、この法務省としての原案作成にどれくらいの日時を要するかわかりませんが、その間におきましては、すでに一般に公表もいたしておりますし、各方面からの意見等も若干ずつ入手しておる向きもございまして、なお今後一そう国内各界の御意見を聞き得る限り参考に聴取いたしまして、法務省としてまたさらに原案のいやが上にも誤りなきを期するように努力をします。そのためには相当の期間がかかるかと思ひます。ただいまその期間がどれくらいか、予想はつきかねますけれども、少なくとも二年内外、長くなれば三年くらいの日時を要しやしないかと考えられます。しかし、でき得る限り現段階において各法の法制等も参酌し、日本の事情等も十二分に組み入れましまして、完壁を期した案でございまして、なるべく早くこれを国会に提案して御審議を仰ぐのが至当であらうと考へまして、省内の事務の促進方を極力これから行なつて参りたい、かように考へております。

なお、その間におきまして、今御質問の機密保護云々の問題がございまして、これにつきましては、ただいまの準備草案には、すでに発表のものによつて御承知の通り、機密漏洩を防止することにございまして、所要の条文が入つておられますが、これをいかに採用していかうかという点については、一般世間の御意見も十分に参酌して参りたい。すでにこの問題についていろいろの御批判が出ておることも承知しております。また、いやが上にも念を入れて審査をして参りたい、かように考へております。

○志賀(義)委員 私は、なぜこの行政事件訴訟法案についてこんなことを伺うかと申しますと、若干沖繩なんかには、向こうの基地の設備の中には入れないにしても、日本人は行けませんね。かし、小笠原島となると、そこで何が

か、小笠原島となると、そこで何が

か、小笠原島となると、そこで何が

か、小笠原島となると、そこで何が

か、小笠原島となると、そこで何が

か、小笠原島となると、そこで何が

御発問の憲法十五条と本法との関係は、ちょっと理解しかねるのですが、もう少し御説明いただけませんか。

○志賀(義)委員 この行政事件訴訟法案が成立しますと、裁判所までが内閣総理大臣の異議のなによつてそれが認められる。そして判決の正文に申し立ての通り違法であるという事は認められるけれども、しかしながら、違法であるということについての請求は棄却するという事になりますと、これは行政官の方が不当に権限を持つことになる。悪いことはわかっちゃいるけれども、がまんしろということを経験所までが押しつけてくるということになると、国民が非常に不当な不利益をこうむる。そういう場合に對抗し得るものとして、そういう不当な公務員に対してこれを罷免させるということについての保障を生かす措置をお考えになりましたか。審議会で問題になったか、あるいは法務省でそういうことを考えられたか、このことをお尋ねしているわけです。

○濱本政府委員 御発問の点を私は正確に理解しているかどうかかわからないのですが、三十一条の特別事情による請求棄却の判決あるいは二十七条の総理大臣の異議というものが、無制限にこの法律規定の要件を無視して、あらゆる行政訴訟に働きかけるのだということになりますと、御指摘のような弊害はある。これはもちろん当然なことなのでありますが、それでありまして、三十一条にいたしましたも、あるいは二十七条にいたしましたも、なるほど、抽象的だというおしかりは受けるおそれがあるかもしれませんが、きわめて嚴重な要件を課しておるのであ

りまして、御指摘のような結果が起きるものとは私ども実は想像だもいたしませんでした。また、法制審議会の審議の段階でも、さような心配を持った方は少しもなかったということをお報告申し上げておきたいと思ひます。

○志賀(義)委員 あなた方がお考えになつただけで事が足りないから、國の建前として法務委員会にかけられるんです。法務委員会には私のような者も出ております。いいですか、あなた方がそういうことは万が一ないということが、現にこの前の戦争で起こつたじゃありませんか。そのとき監獄で私らがそういうことを言つたら何と言われたか。監獄では氣違ひのことを瘋癲と言います。こんなばかな戦争を始めて一体どうするつもりだ、結局負けるのだよ、ばかなことをしなさんなというのが私らの意見だつた。これが瘋癲だといふのです。どっちが瘋癲だつたか、十七年前に証明されているでしょう。だから、こういうものを法務委員会にかけたら、私のような人間もいるのだから、あなた方の想像しなかつたような意見が出てくるのはあたりまえです。そういうようなもので、もう一度考えあわせてみてこそ、人間としてまっとうな法律を作ることにもなるのですよ。だから私はあえて発言するのだ。そういう意味で、この法案はきわめて危険なものであるということ、私は終わることにいたします。

○河本委員長 次会は明二十日午前十一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十二分散会

一〇四 三 捜査本部と 捜査本部を
法務委員会議録第十七号中正誤

ハシ段 行 誤 正
一九五 八 切めて 初めて

法務委員会文教委員会連合審査会議
録第一号中正誤

ハシ段 行 誤 正
二一 バック・バック・バック
二〇二 三 提示 指示
三五 四 穴弁 冗弁
一四四 三 いろいろ いろいろ
二〇四 二 二それから それから
三三一 元 受ぬ 受けぬ
二四一 二 出たばかり 出たばかり
二三四 七 おいでになるのだから
二五五 八 学校側—学校側
二六三 三 三その学生 その学生
二六四 五 処分 処分を
二七四 三 三日本文化 日本文科

法務委員会再審制度調査小委員会議
録第一号中正誤

ハシ段 行 誤 正
二二三 六 事実及び又 事実及び証
七 七は証拠 七は証拠
二三四 五 位 以下別行
二三四 一〇 これに 下に
二三四 三 三さられたか さられたから
二三四 三 三といつて といつて
九四 八 前—審と 前—審